

延滞金の計算方法

○ 延滞金は納期限の翌日から計算します。

（端数計算）

一つの納期（期月）ごとに計算します。

- ・ 税額の全額が 2,000 円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・ 税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・ 算出された延滞金額が 1,000 円未満のときは、延滞金は加算されません。
- ・ 算出された延滞金額が 1,000 円以上で、その延滞金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

（計算式）

1 か月経過する日までの期間の延滞金（A）＝税額（1,000 円未満切り捨て）×（ア）× a ÷ 365

1 か月経過後の期間の延滞金（B）＝税額（1,000 円未満切り捨て）×（イ）×（b - a） ÷ 365

（A）＋（B） ＝ 延滞金計（1,000 円未満のときは全額切り捨て、1,000 円以上のときは 100 円未満切り捨て）

※（ア）・・・納期限の翌日から 1 ヶ月以内の延滞金割合

※（イ）・・・納期限の翌日から 1 ヶ月を経過した日以降の延滞金割合

※ a・・・納期限の翌日から 1 か月間の日数

※ b・・・納期限の翌日から完納日までの日数

○ 延滞金の割合

（ア）、（イ）の延滞金割合は、年によって異なります。平成 12 年以降、各年の延滞金割合は次のとおりです。

（1）平成 25 年 12 月 31 日までの各年の延滞金割合は、各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、年 4%の割合を加算した割合です。

（2）平成 26 年以降の各年の延滞金割合は、次のとおりです。

（ア）の率・・・各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に年 2%の割合を加算した割合（最大で年 7.3%）

（イ）の率・・・各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に年 8.3%の割合を加算した割合（最大で年 14.6%）

各年の延滞金割合

期間	割合	
	(ア)	(イ)
平成 12 年 1 月 1 日～ 平成 13 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 14 年 1 月 1 日～ 平成 18 年 12 月 31 日	4.1%	14.6%
平成 19 年 1 月 1 日～ 平成 19 年 12 月 31 日	4.4%	14.6%
平成 20 年 1 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日	4.7%	14.6%
平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 22 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日	4.3%	14.6%
平成 26 年 1 月 1 日～ 平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%
平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 29 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%
平成 30 年 1 月 1 日～ 令和 2 年 12 月 31 日	2.6%	8.9%
令和 3 年 1 月 1 日～ 令和 3 年 12 月 31 日	2.5%	8.8%
令和 4 年 1 月 1 日～	2.4%	8.7%